

P1-009

乳幼児健診で新たに虐待疑いを把握したときの対応 ～全国市町村乳幼児健診調査から～

佐藤 拓代、仁木 敦子

大阪府立母子保健総合医療センター 母子保健情報センター

【目的】

乳幼児健診では、子ども虐待等すでに支援を行っている親子や、新たに虐待が疑われる親子が受診する場合がある。後者はより細やかな支援の始まりでもあり、健診における望ましい対応について検討する。

【方法】

全国市町村等1,741カ所及び県型保健所366カ所に、質問紙による調査を行った。

【結果】

市町村等1,172カ所（67.3%）、保健所201カ所（59.4%）の回答があった。「乳幼児健診の面談や問診票で、新たに虐待の疑いを把握したときのマニュアルや取り決め等が自治体にありますか」に、「ある」と回答したのは610自治体（52.0%）であった。内容は、A 親子の様子等のアセスメント68.5%、B 上司に報告等の組織的対応73.3%、C 心配な親子であることを健診スタッフが認識する仕組み79.0%、D 親の心情に寄り添う等の保健師の関わり方51.5%、E 担当保健師につなぐ等、次の支援への橋渡し79.3%であった。Eは自治体規模が大きいところで実施率が高い傾向があり、大きい自治体では保健師が多く、個別支援へのつなぎをていねいに行う必要があるためと考えられた。Aはばらつきが大きく自治体の活動の違いによる可能性がある。Dは約5割と少なく、この項目以外はフロー図等に表すことができるが、保健師の関わり方は具体的な支援方法であり、取り決めやマニュアル作成が少ないと考えられた。

全国保健所調査では、市町村の取り決め作成時の支援7.9%、市町村の作成状況の把握22.9%、市町村の作成状況の評価3.0%であり、作成時や作成状況の評価についてはほとんど関わっていなかった。

【考察】

児童虐待を行いながらも乳幼児健診を受診する親は、ネグレクトで子どもの状況に気づかない・関心がないのか、身体的虐待で傷に気づいて欲しいというSOSを発信している場合がある。明白な虐待の場合は児童福祉機関に通告が必要であるが、保健機関は親と対立するのではなく、あくまでよく受診してくれたというスタンスで望みたい。疑いの場合は、親の認識の有無にかかわらず育児の困難がベースにあることから、子どものフォローと言うよりは親に焦点をあてた支援へのつなぎを必ず行うことが重要である。乳幼児健診での虐待の気づきや予防の支援に関する手引きや研修が必要と考えられた。

本研究は、日本医療研究開発機構研究費（成育疾患克服等総合研究事業）乳幼児期の健康診査を通じた新たな保健指導手法等の開発のための研究として実施した。

P1-010

一時保護施設入所児童に対する歯科支援活動

新里 法子¹、海原 康孝²、太刀掛 銘子²、
光畠 智恵子¹、香西 克之¹¹広島大学大学院 医歯薬保健学研究院 小児歯科学、²広島大学病院 小児歯科**【目的】**

児童虐待は近年急激に通告件数が増加し、社会全体で解決すべき深刻な問題となっている。広島県では行政・県歯科医師会・大学で広島県歯科衛生連絡協議会を立ち上げ、平成21年度より一時保護施設を月一回訪問し、入所児童の歯科検診を行ってきた。今回、入所児童の口腔内状況とともに、児童の健康を歯科的にサポートする取り組みを報告する。

【方法】

調査期間は平成21年7月～26年2月の4年8か月間である。広島県下3か所の一時保護施設に入所し、我々の歯科検診を受けた児童計753名（男児394名、女児359名）を対象とした。対象者を入所理由により虐待（身体的・心理的・性的虐待ならびにネグレクト）、および非虐待（保護者の疾病、本人の非行など）に分類した。

歯科検診は仰臥位で行い、口腔内診査および頭頸部の外傷など身体的虐待の徴候についても診査した。

検診後の児童に対し、歯垢染色し、個別にブラッシング指導を行った。施設職員に対しては、仕上げみがきや注意すべき口腔習癖（舌癖や爪咬みなど）について指導した。全員に検診結果を文書で渡し、早期治療が必要な場合の歯科受診勧告のみでなく、歯の生え換わりや歯並びの注意点も記入し、退所後継続的に歯科受診を促すよう申し送りを行った。

【結果】

入所理由は虐待と非虐待がほぼ同数であった。入所理由により齲歯罹患状況に差は認められなかった。未処置齲歯のある児および過去に齲歯を経験した児の割合は、全国統計と比較して約2倍と高く、齲歯治療を完了した児の割合は低かった。

ブラッシング指導後、入所児童は口腔への関心が高まり、自分から歯みがきする、ブラッシング時間が延長するなど生活態度に改善がみられた。早期治療必要時には、低年齢児や非協力児への対応が可能で、小児歯科の専門的な治療を受けられる医療機関を紹介している。

【考察】

入所児童は入所理由に関わらず、全国平均の2倍の齲歯罹患を示した。これより、口腔衛生に関する保護者の知識不足や経済的困窮など、家庭の養育能力不足が推測された。つまり、小児の多発齲歯や長期にわたる齲歯の放置などから、保護者の養育放棄や養育環境の悪化に気付き、虐待および要支援家庭を早期に発見できると思われる。入所理由により齲歯罹患状況に差は認められず、「多発齲歯=虐待」とは言えなかった。

共同研究者 山崎健次（広島県歯科医師会）、細原賢一（広島県歯科医師会）